

議案第 77 号

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 19 年木津川市条例第 44 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

令和 6 年 8 月 8 日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われました。これを受け市においても、人事院勧告に基づいた給与改定を実施するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例（案）

第1条 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19
年木津川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（手当） 第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び 期末手当は、次のとおりとする。 （1） （略） （2） 期末手当 給料の月額、地域手 当の月額及び給料の月額に100分 の20を乗じて得た額並びに給料の 月額及び地域手当の月額の合計額 に100分の15を乗じて得た額の 合計額に <u>100分の175</u> を乗じて 得た額とする。	（手当） 第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び 期末手当は、次のとおりとする。 （1） （略） （2） 期末手当 給料の月額、地域手 当の月額及び給料の月額に100分 の20を乗じて得た額並びに給料の 月額及び地域手当の月額の合計額 に100分の15を乗じて得た額の 合計額に <u>100分の170</u> を乗じて 得た額とする。

第2条 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次
のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（手当） 第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び	（手当） 第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び

期末手当は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。	期末手当は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、第2条の改正は、令和7年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 第1条の規定による改正後の木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合は、改正前の木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。